



26医福第12号  
平成26年4月10日

各保健所長殿

健康福祉部保健医療局長

愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正について（通知）

医療法（昭和23年法律第205号）第7条に基づく許可のうち、病院の開設及び病床数の増加に係る申請等の取扱いについては、愛知県病院開設等許可事務取扱要領（平成11年4月1日付け11医第260号衛生部長通知）により事務処理をお願いしておりますが、このたび同要領の一部を別添のとおり改正しました。

なお、主な改正内容は下記のとおりです。

記

【主な改正内容】

- これまで医療審議会等の審議事項とされてきた病床整備計画の審査について、審査基準を満たしている案件は報告事項とする。
- これまで重症心身障害児（者）施設の病床については、病床過剰医療圏においても例外として病床の増床を可能としてきたが、新たに治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が確保されている集中治療室（ICU）等の病床についても増床を可能とする。

担 当 医療福祉計画課  
医療計画グループ  
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）  
ファクシミリ 052-953-6367